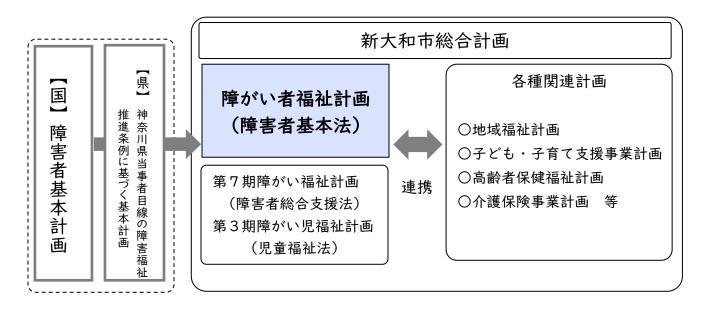
次期大和市障がい者福祉計画の策定について

1. 計画の位置づけ

現在策定している「大和市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第 11 条に規定される「市町村障害者計画」にあたる計画として位置づけられ、本市の障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性を定める計画です。

また、昨年度に策定しました「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」は、 障害者総合支援法88条に規定される「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に 規定される「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、地域の実情に合わせて障がい福祉サ ービスの数値目標やサービスの見込み量等を定めています。

本計画の策定におきましては、「障害者基本法」の理念や上位計画である国の「障害者基本計画」、県の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」を基本とするとともに、本計画が個別計画と位置付けられ、現在改定が行われている新大和市総合計画を反映し、地域福祉計画などの関連計画と整合性を図りながら進めます。



2. 計画の期間

次期計画期間は、基本とする国の「障害者基本計画」の計画期間が5年であり、県の「神奈川 県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」の計画期間は6年間ですが、令和11年度 までとしていること、本市の次期障がい福祉計画等が令和11年度までとなることから、本計画 は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

	令和										
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
障がい者福					J					J	
祉計画					$ begin{array}{c} beg$						
障がい福祉 計画・ 障がい児福 祉計画	^k \			!\ :\				 		·,	

3. 計画の方向性

国の「障害者基本計画」や県の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」による地域共生社会の実現の理念や、そのために権利擁護の推進、情報・施設等に対するアクセシビリティの向上、地域で生活するための支援の充実、防災・防犯対策の推進などの施策を重視する方向性を踏まえ、引き続き、障がいのあるなしに関わらず、自分らしく自立した生活を送ることのできる地域共生社会の実現を目標とするとともに、本市の現状と課題を整理し、現在策定中の新総合計画の方針を反映し、策定を進めていきます。

4. 策定スケジュール

日程	事項			
7月下旬~8月上旬	第1回大和市障がい者福祉計画審議会			
	・大和市の障がい児者の状況について			
	・計画策定に係る意識調査・関係機関のヒアリング調査に			
	ついて			
8月中	意識調査・関係機関及び関係各課へのヒアリング調査			
9月中旬	意識調査結果、関係機関へのヒアリング調査結果の集計、			
	分析			
9月下旬	第2回大和市障がい者福祉計画審議会			
	・意識調査結果、関係機関へのヒアリング調査結果の報告			
10 月	・計画素案の取りまとめ			
	・庁内調整(行政経営会議)			
11 月	第3回大和市障がい者福祉計画審議会			
	・計画策定に関する審議会への諮問			
	・計画素案について			
12 月	計画素案に対する意見公募手続(パブリックコメント)の			
	実施			
1月下旬~2月上旬	第4回大和市障がい者福祉計画審議会			
	・パブリックコメントの結果について			
	・パブリックコメントの計画案への反映について			
	・現行障がい者福祉計画の進行管理について			
3月上旬	第5回大和市障がい者福祉計画審議会			
	・計画最終案について			
	・第3回審議会での諮問に対する答申について			
3月下旬	計画策定			